

自動車の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月二十四日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十九号

自動車の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

自動車の管理及び使用に関する規則（昭和四十三年五月奈良県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

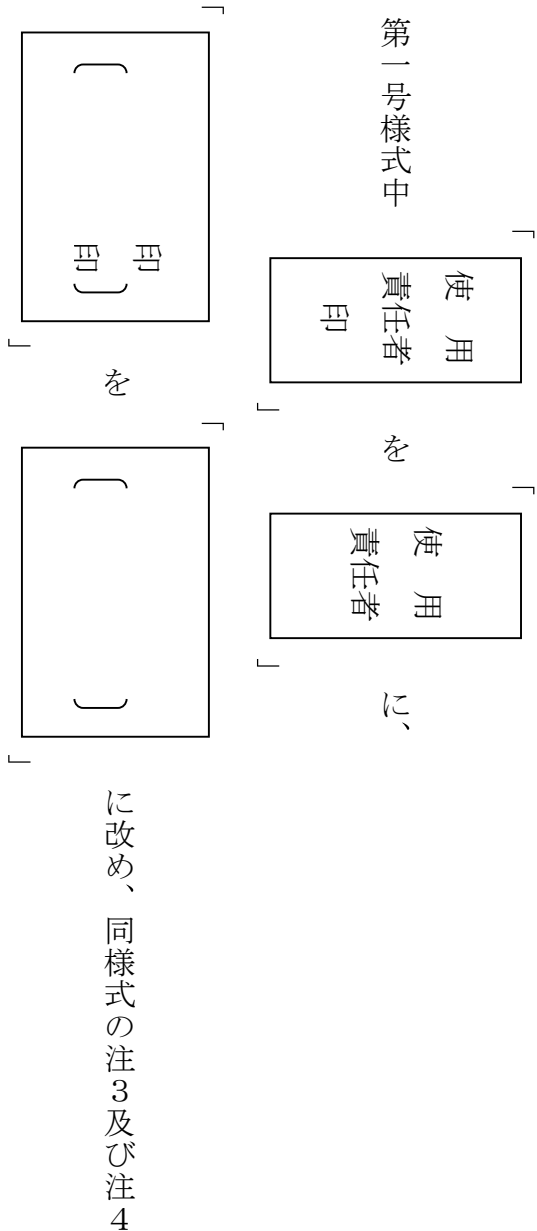
第二条第五項中「選挙管理委員会事務局、監査委員事務局並びに収用委員会事務局」を「並びに選挙管理委員会事務局」に改める。

第三条第一項中「次項」の下に「及び第十条第一項」を加え、同条第三項中「集中管理車両」の下に「又は共用車」を加え、「公用車及び庁内会議室予約・管理システム」を「公用車鍵管理予約システム」に改め、「及び会議室の使用の予約」を削り、同条第四項を削る。

第十条に次の一項を加える。

2 集中管理車両又は共用車の使用責任者は、当該集中管理車両又は当該共用車の使用後その使用状況を公用車鍵管理予約システムにより、管財課長に報告しなければならない。

第一号様式中



中「記入し、押印して」を「記入して」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年十月二十七日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の自動車の管理及び使用に関する規則の規定による用紙で現に残存するものは、この規則による改正後の自動車の管理及び使用に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。